令和４年６月８日 庁　議　資　料

狛江市まちづくり条例の一部を改正する条例（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

（１）パブリックコメント募集方法

①広報こまえへの掲載（令和４年４月15日号）

②まちづくり推進課窓口での閲覧

③市ホームページ上での掲載

④説明動画内による周知

⑤こまラジによる周知

（２）パブリックコメント提出方法

①まちづくり推進課への書面による提出

②郵送による送付

③ファクシミリによる送信

④電子メール又は市ホームページ専用フォームによる送信

⑤LoGoフォームによる送信

（３）パブリックコメント実施期間

令和４年５月１日（日）から５月31日（火）まで

（４）提出できる者の範囲

①狛江市内に住所を有する者

②狛江市内に存する学校に在学する者

③狛江市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

④狛江市内に事務所又は事業所を有する者

（５）市民説明会の開催結果

日時	場所	参加者
令和４年５月11日（水） 午後６時30分～	特別会議室	８人

（６）パブリックコメント提出数

・提出人数　　２人

・意見等件数　３件

（７）パブリックコメント期間中の意見

番号	骨子	意見内容	回答（案）
1	1　まちづくり委員会の組織構成の変更	市民の財産に対して制限を加えるものについて、まちづくり委員会に諮問をすることもあるので、専門家の意見をきちんと聴けるような体制にしていただきたい。	適切な議論ができるよう、まちづくり委員の人数構成を専門家５人以内、公募市民委員５人以内と改めることで、より活発で効率的な議論を促していきます。
2	5　大規模開発等事業の例外規定の文言修正	地区計画があるところでも、大規模開発等事業構想を出さないといけないように規定しておかないと、事業者がやらなくても良いと思って、開発等事業届出がいきなり出てくることにならないか。その際に、大規模開発等事業構想の手続が必要となっても、それを今更やることはできないから、地区計画があっても大規模開発等事業構想の手続をやるようにするべきである。	事業者は、事業を計画する段階で、狛江市まちづくり条例、狛江市まちづくり指導基準等の関連する例規の内容を確認していただくことになります。今回の改正により、大規模開発等事業に該当する規模であれば、市長が必要と認める場合には大規模開発等事業構想の届出をすることになるため、手続が前後することを防ぐことができると考えます。
3		例外規定の表現が分かりづらい。	御意見を踏まえ、分かりやすい表現に改めます。